

高槻市自立支援教育訓練給付金について



母子家庭の母・父子家庭の父が、市から指定された対象教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を支給します。 **※受けようと思っている講座の受講申し込みをする前に、事前相談が必要です。**

1. 申請できる方の要件

市内に居住する母子家庭の母・父子家庭の父であって、次の受給要件のすべてを満たす方です。

- ・ 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。
- ・ 支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること。（既に就業している等、生活が安定している場合は対象外。）
- ・ 過去に本給付金を受給していないこと。

2. 対象講座

- ① 雇用保険法の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ② 雇用保険法の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目指すものに限る）
- ③ 雇用保険法の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

3. 支給額

費用（入学料及び受講料に限る。以下同じ。）の60%（上限20万円（ただし上記③の講座については修学年数×40万円と160万円のいずれか少ない方）、下限1万2千円）を支給します。

なお、教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

4. 追加支給

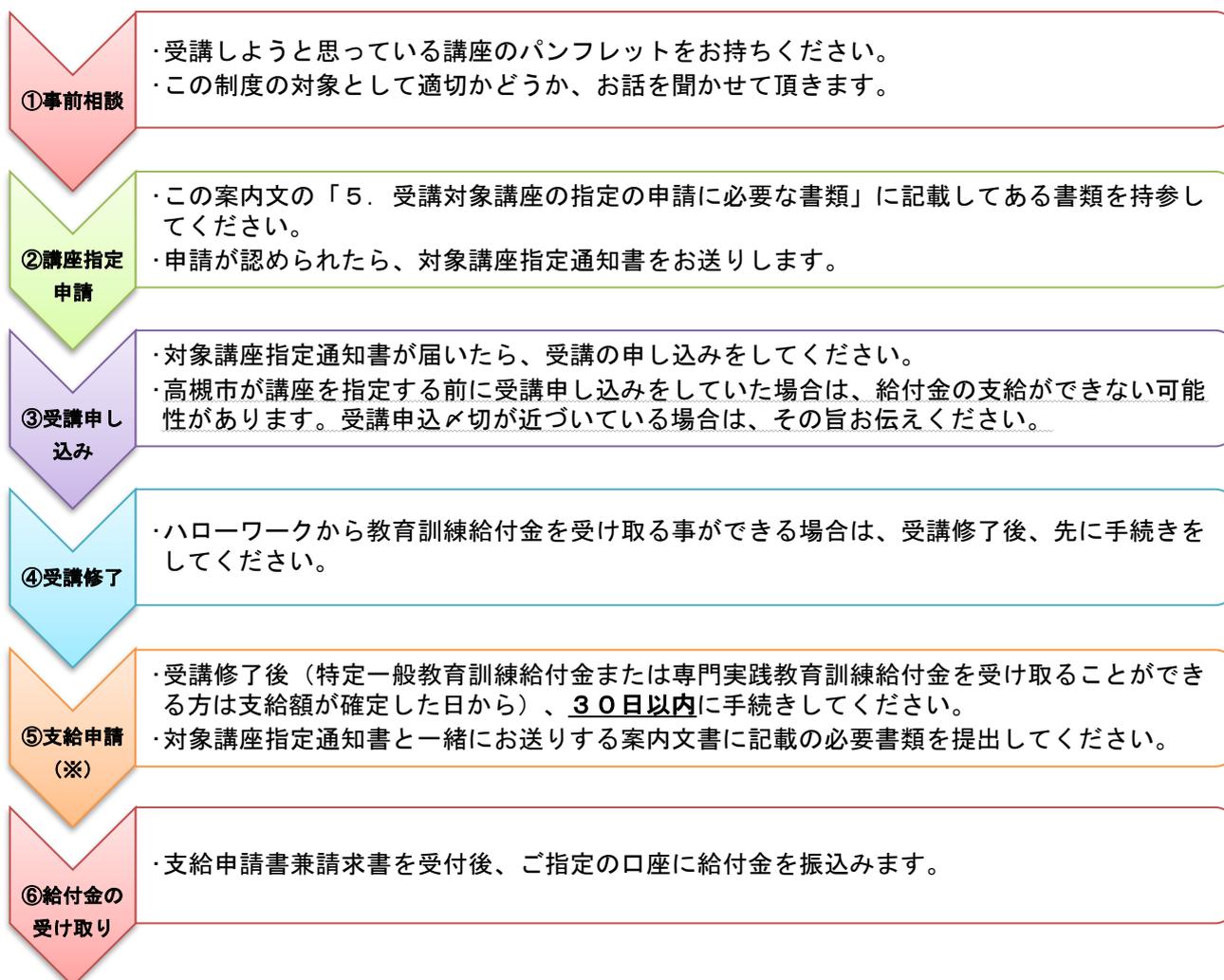
上記③の講座を修了後、1年以内に資格取得かつ資格を生かした就職等（昇給、役職の変更を含む）をした場合は、費用の85%（上限は修学年数×60万円と240万円のいずれか少ない方、下限1万2千円）まで支給します。

なお、教育訓練給付金が支給されている場合や、すでに自立支援教育訓練給付金が支給されている場合は、各訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

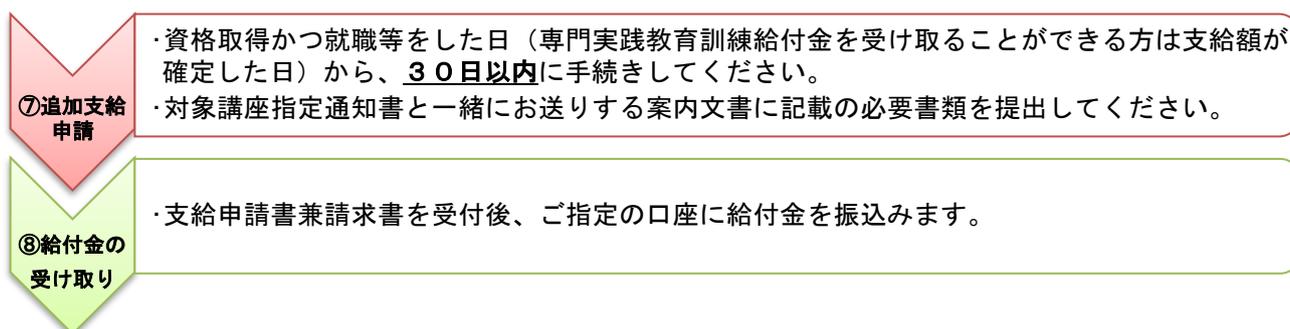
5. 受講対象講座の指定の申請に必要な書類

- I. 対象講座指定申請書（様式第1号）
- II. 申請者本人及び児童の戸籍謄本、または抄本（発行日から3ヶ月以内）
- III. 指定を受けようとする講座の内容がわかるパンフレット等
- IV. ハローワークが発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」（発行日から3ヶ月以内）
- V. 本人確認書類（確認のみ）
- VI. マイナンバーカード（個人番号カード）等、個人番号のわかる書類（確認のみ）

6. 給付金受け取りまでの流れ



-----追加支給の対象となる方-----



※専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する方で、ハローワークから教育訓練給付金が支給されない方については、支給単位期間（6ヶ月）ごとに支給申請が必要です。



【お問合せ先】

高槻市子ども未来部子ども政策課 ひとり親家庭支援チーム
 高槻市役所 総合センター7階
 電話072-674-7832